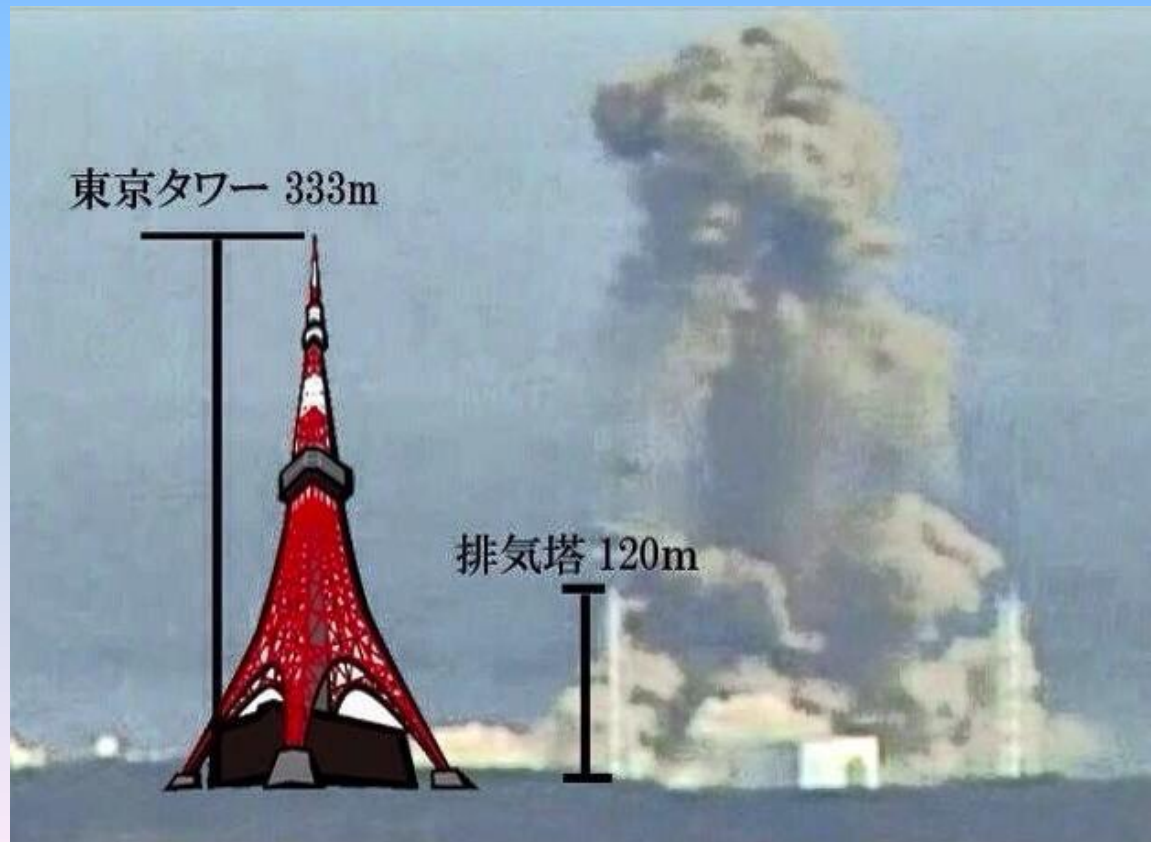


原発を日本国憲法から考える

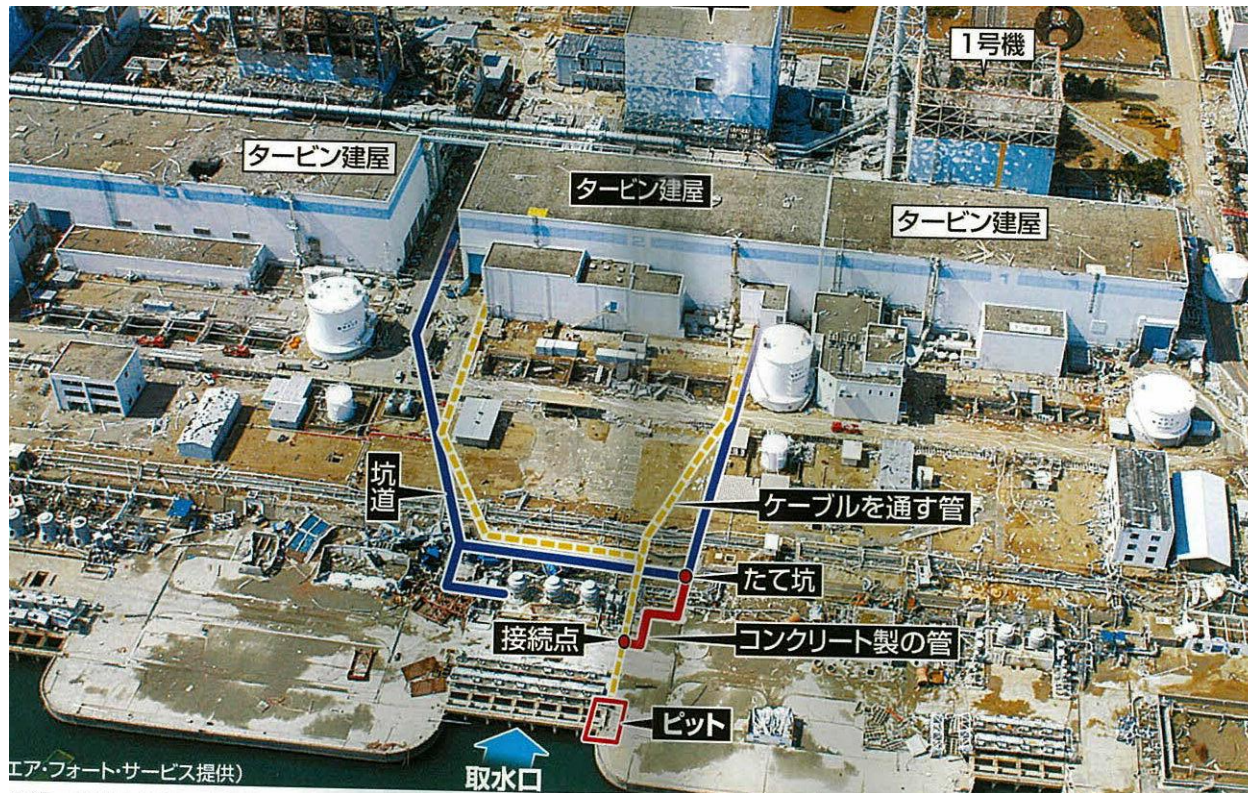
-平和的生存権からみた福島生業訴訟判決と意義

2017年12月9日 藤枝広幡地区交流センター

講師 弁護士 大橋 昭夫



第1 改めて福島第1原発事故を考える

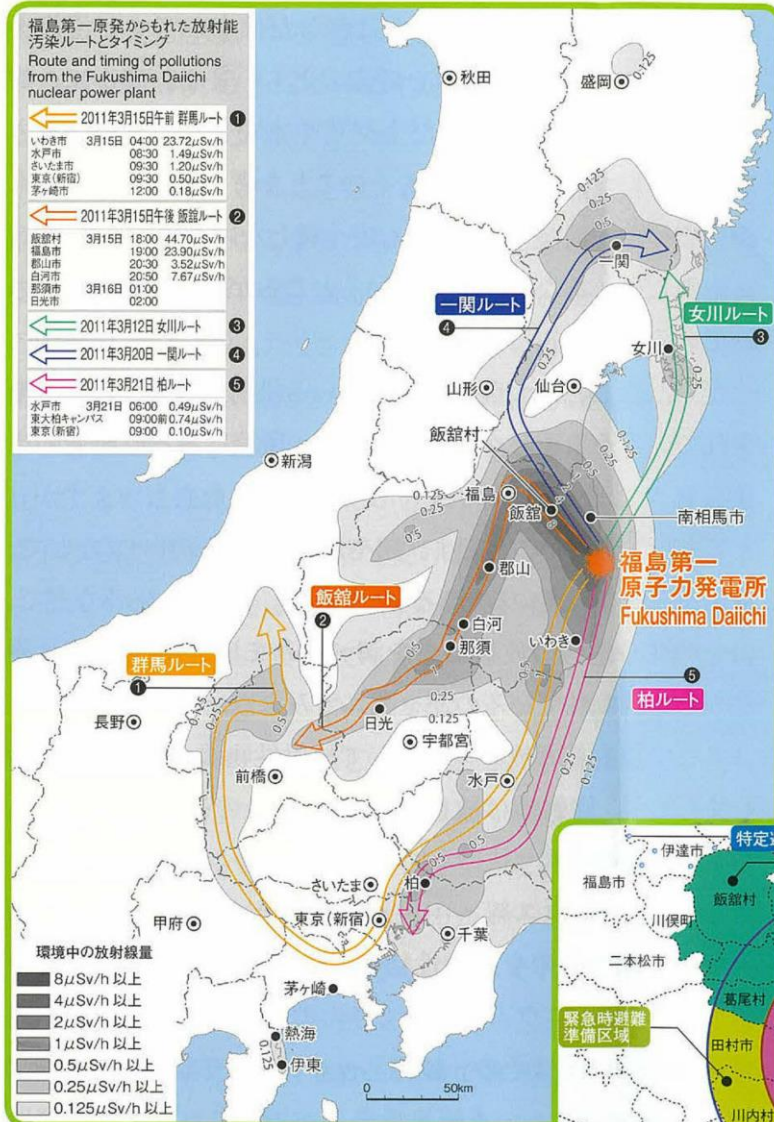


- ・2011年3月11日、マグニチュード9.0という東北地方太平洋沖地震が発生し、東北地方を中心に地震動と津波が襲った。
- ・福島第1原発は地震動と津波によって全交流電源を喪失し、冷却機能を失った炉心はメルトダウンした。
- ・大量の放射性物質が大気中に飛散し、汚染された水は地下や海に流れこみ、原発事故としてはチェルノブイリ原発事故に匹敵するレベルの大惨事となった

- ・周辺住民は、津波の犠牲者の捜索もできていないまま、住み慣れた故郷を後にし、今も約8万人もの人々が帰れないでいる。
- ・国からの情報提供もないまま放射能汚染の強い方向に逃げ被曝した人々も多数いた。



福島第一原発から広がった放射能



(早川由紀夫火山ブログより作成)

2011年9月30日
著者：早川由紀夫 (群馬大学) kipuka.blog70.fc2.com BY Yukio Hayakawa, Gunma University
地図製図：萩原佐知子
背景地図：Google Maps (maps.google.com)
この地図の作成には、文部科学省科学研究費補助金「インターネットを活用した情報共有による新しい地学教育」(番号23501007)を使用しました。

避難区域

原子力災害特別措置法に基づいて、避難指示が次々と出された。
警戒区域…20キロ圏内(海もふくむ)で、立ち入り制限がある。
計画的避難区域…20キロ圏外で、住民の避難が行われた地域。
特定避難勧奨地点…事故後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点。
緊急時避難準備区域…30キロ圏内で「計画的避難区域」ではないところ。
2011年9月30日に解除。



第2 福島原発事故の原因についての 4つの事故調査委員会の結論

1. 政府事故調査委員会(畑村洋太郎委員長)

- ・最終報告書の委員長所感のなかで「今回の事故の直接的な原因は『長時間の全電源喪失は起こらない』との前提のもとにすべてが構築・運営されてきたことに尽きる」とまとめている。
- ・事故の引き金になった地震・津波の影響については、1～3号機で連鎖的に過酷事故が進展したのは津波が直流電源を含む全電源を喪失させ、原子炉の冷却機能が失われたのが原因としている。
- ・国会事故調が指摘した地震による1号機の非常用復水器(IC)の配管破断の可能性については、中間報告で「機能を損なうような重要な配管破断が生じたことをうかがわせる形跡は何も見当たらず、むしろかかる配管破断はなかったと考えるのが合理的とした。さらに、国会事故調報告が出た後にまとめられた最終報告でも「その結論に変更はない」と、している。

福島原発事故の原因についての 4つの事故調査委員会の結論

2. 国会事故調査委員会(黒川清委員長)

- ・津波だけでなく地震の揺れによる配管損傷が原因となって冷却材が失われ、最も早く進行した1号機の過酷事故につながった可能性を指摘している。この点が他の事故調と際立った違いを見せている。
- ・事故の主因を早々に津波とし、安全上重要な機器は地震で損傷を受けたものはほとんど認められないと中間報告に明記した東電に対しては、「直接的原因を、実証なしに津波に狭く限定しようとする背景は不明としながら、「既設炉への影響を最小化しようという考えが東電の経営を支配してきた」「ここでもまた同じ動機が存在しているようにも見える」と批判した。
- ・3.11の時点で「地震にも津波にも耐えられない状態」にあり、東電や規制当局が「リスクを認識しながらも対応をとっていなかった」ことが「事故の根源的な原因」と結論づけている。

福島原発事故の原因についての 4つの事故調査委員会の結論

3.民間事故調査委員会(福島原発事故独立検証委員会(北澤宏一委員長))

- ・事故の直接の原因は、地震と津波によって全交流電源が次つぎに失われ、緊急時の原子炉冷却が不可能になったことだとしている。
- ・発電所敷地外の交流電源である外部電源は「地震および地震による土砂崩れにより、送電塔や開閉所、変電所等が損傷し、すべて喪失した」と指摘、このことが過酷事故への引き金になったと見ている。
- ・直ちに発電所内にある非常用電源であるディーゼル発電機が起動、1～3号機はすべて停止し冷却注水が始まったと見ている。
- ・地震の約40分後15時27分に襲来した津波で「非常用海水ポンプが被水して機能喪失して排熱できなくなり、さらに「ディーゼル発電機の一部、発電機の冷却システム(水冷式のもの)、および接続先の配電盤が浸水」して全交流電源喪失に至ったと指摘している。

福島原発事故の原因についての 4つの事故調査委員会の結論

4.東電事故調査委員会(山崎雅男委員長)

- ・津波が直接の原因だとしている。とくに1号機では「津波で早い段階にすべての冷却手段を失った」こと、2、3号機では原子炉隔離時冷却系(RCIC)などがしばらく機能したが、1号機の水素爆発などに妨げられて安定的な冷却に移行する作業ができず、「最終的にすべての冷却手段を失ってしまった」とした。
- ・直接原因とした津波の高さを事前にどう想定していたかについては、「当社はその時々最新の知見をふまえて対策を施す努力をしてきた」。ただし「想定した津波高さを上回る津波の発生までは発想することができず今回のように、ほとんどすべての設備機能が根こそぎ失われるという、前提を大幅に上回る津波の発生までは想定できなかった」と、想定外だったことを強調。「津波に対抗する備えが不十分であったことが今回の事故の根本的な原因」と結論づけている。

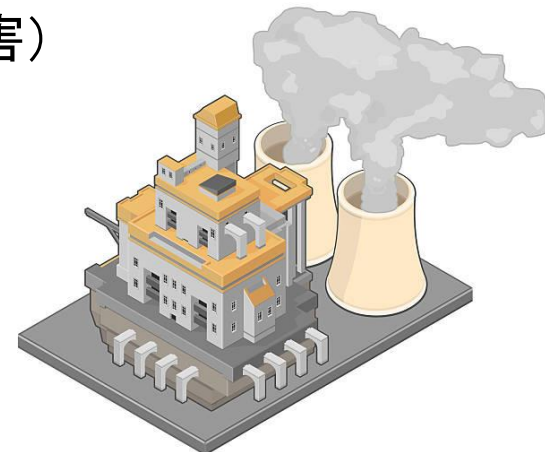
第3 福島生業訴訟の概要と判決

1. 福島生業訴訟は、本件福島第1原発事故が発生した頃、福島県、又はその隣接県である宮城県、茨城県、栃木県に居住していた原告ら3864名が2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波により、原告らの本件事故当時の居住地が放射性物質により汚染されたとして



- (1). 原告らが、被告国、東京電力に対し、人格権又は被告国に対しては国家賠償法(国賠法)1条1項、被告東電に対しては民法709条に基づき、原告らの旧居住地における空間放射線量率を本件事故前の値である $0.4 \mu\text{S V / h}$ (マイクロシーベルト毎時)以下にすることを求める(原状回復請求)とともに、

- (2). 原告らが、被告らに対し、被告国に対しては国賠法1条1項、民法710条、被告東電に対しては、主位的に民法709条、710条、予備的に原賠法3条1項に基づき、各自、2011年3月11日から旧居住地の空間線量率が $0.04 \mu\text{S V / h}$ 以下となるまでの間、1か月5万円の割合による平穩生活権侵害による慰謝料、1割相当の弁護士費用、提訴時までの確定損害金に対する2011年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求め(平穩生活権侵害)



- (3). 原告らの内40名が被告らに対し、上記(2)と同様の根拠法条に基づき、各自、「ふるさと喪失」による慰謝料として2000万円、1割相当の弁護士費用、これに対する2011年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

2. 2017年10月10日 福島地裁判決の要旨

(1) 本件事故の原因

- 2011年3月11日午後2時46分, 本件地震が発生し, 本件地震に伴う津波が, 福島第一原発1~4号機の主要建屋の敷地高さ10mを超えて遡上し, 1~4号機の全交流電源が喪失し, 原子炉の冷却機能を喪失したことにより, 1~3号機が炉心溶融に至り, 大量の放射性物質が大気中に放出される事故が発生した。



(2) 被告国の責任

- ・津波対策に関する予見可能性
- ・文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会が、2002年7月31日に作成した、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(長期評価)は、研究会での議論を経て、専門的研究者の間で正当な見解であると是認された、「規制権限の行使を義務付ける程度に客観的かつ合理的根拠を有する知見」であり、法律上の根拠に基づき、想定される地震の長期評価を行うために組織された委員会が、専門的研究者の間で正当な見解であると是認された見解であり、その信頼性を疑うべき事情は存在しない。



・「長期評価」から想定される津波は、2002年当時の電気事業法39条に基づく技術基準である「発電用原子量設備に関する技術基準を定める省令」（昭和40年通商産業省令第62号。「省令62号」）4条1項で想定すべき津波として津波安全性評価の対象とされるべきであった。

被告国は、2002年の「長期評価」に基づき直ちにシミュレーションを実施していれば、2010年4月18日に被告東電が試算した（2010年試算）とおり、福島第一原発敷地南側において、主要建屋の敷地高さ15.7mの津波を予見可能であった。



・津波対策に関する回避義務

福島第一原発1～4号機の非常用電源設備は、「長期評価」から想定される地震による、15.7mの津波に対する安全性を欠いており、省令62号4条1項の技術基準に適合しない状態となっていたのであるから、経済産業大臣は、2002年7月31日に「長期評価」が公表された後、「長期評価」に基づくシミュレーションを行うのに必要な合理的期間が経過した後である2002年12月31日頃までに、被告東電に対し、非常用電源設備を技術基準（省令62号4条1項）に適合させるよう行政指導を行い、被告東電がこれに応じない場合には、2002年当時の電気事業法40条の技術基準適合命令を発する規制権限を行使すべきであった。

・津波対策に関する回避可能性

被告国(経済産業大臣)において2002年末までに適切に規制権限を行使し、「長期評価」から想定される地震による

15.7mの津波に対する安全性の確保を被告東電に命じていれば、被告東電は、非常用電源設備の設置されたタービン建屋等の水密化及び重要機器室の水密化の措置を取っていたであろうと認められ、そのような措置を取っていたれば、全交流電源喪失による本件事故は回避可能であった。

・被告国の責任のまとめ

経済産業大臣は、2002年7月31日に発表された「長期評価」に基づき、福島第一原発1～4号機敷地南側に15.7mの津波が到来することを予見することが可能であり、1～4号機の非常用電源設備は「津波により損傷を受けるおそれ」があり、電気事業法39条に定める技術基準である省令62号4条1項に適合しないと認めるべきものだったのであるから、経済産業大臣は、同法40条の技術基準適合命令を発することが可能であったにもかかわらずこれを行わなかったものであり、この2002年末時点における津波対策義務に関する規制権限の不行使は、本件の具体的事情の下において、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠いていたと認められるから、被告国は国賠法1条1項の責任を負う。

(3) 被告東電の責任

被告東電は、2002年7月31日の「長期評価」は客観的かつ合理的根拠を有する知見であり、その信頼性を疑うべき事情は存在しなかったのであるから、「長期評価」から想定される地震による予見可能な津波を省令62号4条1項で想定すべき「津波」として、これに対する適切な対策を講じなければならない注意義務があるのにこれを怠り、「長期評価」から予見可能な15.7mの津波に対する対策を怠った結果、本件事故に至ったのであるから、被告東電には過失があるといえるが、故意や重過失までは認められない。



第4 日本国憲法からみた福島地裁判決

- ・被告国は、「事故は想定外」、「規制権限がない」などと述べていたが、福島地裁の判決では一蹴されている。
又、被告東電は、「放射性物質は無主物」などと述べて、過失責任を認めず、あたかも原発事故が天災であるかのように述べたが、これも一蹴された。
- ・原告らは、被告らに対する請求の根拠を平穩生活権とした。
- ・福島地裁判決は、この原告らの主張を受けて、平穩生活権を次のように定義した。
「人は、その選択した生活の本拠において平穩な生活を営む権利を有し、社会通念上受任すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によってその平穩な生活を妨げられないのと同様、社会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穩な生活を妨げられない利益を有しているというべきである。
ここで故なく妨げられない平穩な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとのかかわりにおいて人格を形成し、幸福を追求してゆくという、人の全人格的な生活が広く含まれる。」

- ・日本国憲法前文は、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とうたい、すべての人々に平和的生存権があることを確認している。
- ・日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で最大の尊重を必要とする。」と個人の尊重、幸福を追求する権利を確認している。
- ・日本国憲法25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と生存権を確認している。
- ・原告らが主張し、福島地裁判決が確認した平穏生活権は、日本国憲法前文、13条、25条の理念を全て包含するかけがえのない人権である。
- ・浜岡原発永久停止訴訟では、稼働の差止めを求める根拠を、平和的生存権(原告住民が原発の危険性の「恐怖」から免れ、さらに、その危険な結果がもたらす仕事や住まいの喪失等という「欠乏」から免れる権利、環境権(原告ら住民が放射能汚染のない良好な環境の中で安心して暮らす権利)、人格権(個人の生命、身体及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものである)の3つとしているが、これらも福島地裁判決の法理と同一である。
- ・福島地裁判決も、2017年3月17日の前橋地裁判決も、国や東電の責任を認めており、控訴審の東京高裁もこの流れを無視することはできない。
- ・しかし、地裁の判決はいずれも被災者に対し十分な損害を認めたとはいえない。

第5 原発と人類は共存できない！

- ・原発はトイレなきマンションであり、使用済み核燃料(燃え残りのウラン、新たに生成されたプルトニウム等の超ウラン元素からなる。)の毒性が低くなるのには10万年も要するという。
- ・10万年も放射性核物質を人間の生活環境から隔離し閉じこめておく方法はない。
- ・使用済の核燃料を再処理してウラン、プルトニウム、高レベル放射性廃棄物に分離し、このうちウランとプルトニウムを取り出して混合燃料(MOX燃料)とし、「これを高速増殖炉」という特別な原子炉を利用しながらプルトニウムを増やし、それをまた炉で燃やすことができれば、いつまでも燃料がなくなる「まほうのかま」になるといわれた。
これが核燃料サイクルである。
- ・しかし、日本原子力研究開発機構は2017年12月6日、高速増殖炉もんじゅの廃炉計画の認可申請書を原子力規制委員会に提出し、核燃料サイクルは破綻した。
しかも、原子炉を冷却するために使った液体ナトリウムの抜き取り方法は定まっておらず、約30トン、530体の使用済核燃料(MOX燃料)の行き先も決まっていない。

- ・青森県六ヶ所村の使用済核燃料からプルトリニウムを取り出す再処理工場も何回もトラブルを起し今も止まったまま。
- ・今までに1キロワットの発電もしない「もんじゅ」に1兆円以上、六ヶ所村再処理工場にも2兆円以上かけたのに何の役にも立たなかった。
- ・使用済核燃料の再処理は今まではイギリスやフランスに頼んでやってもらっていたが、もうこれ以上引き受けてくれない。
- ・再処理はもともと原爆の材料であるプルトニウムを取り出すために開発された軍事用の技術であり、わが国には再処理して取り出したプルトニウムが既に45トンもある。長崎に落とされた原爆を4000発も作ることができる量で常に「IAEA」に監視されている。
- ・そのために少しでもプルトニウムを減らそうとしてMOX燃料を考えたが、MOX燃料はウラン燃料に比べ発熱量が高く、核分裂をコントロールするのが難しく、「石油ストーブにガソリンを入れて燃やすようなもの」と言われている。
- ・再処理施設もなく、中間処理場も、最終処理場もない現状では、原発を稼働させればさせる程使用済核燃料ばかり増えてしまう。
- ・核兵器が人類と共存できないと同じように原発も人類と共存できない。

第6 まとめ

- ・今あの恐ろしい福島第1原発事故が風化させようとしている。
- ・原発の再稼働差し止めの仮処分では、このところ樋口判決、山本判決を不当にも否定する裁判所の判断が続いているが、今回の生業訴訟については裁判所も国と東電の責任を認めた。
- ・原発は日本国憲法で確認されている人々の幸せに生きる権利をことごとく否定する存在であることを再度銘記し、浜岡原発等、わが国にあるすべての原発の廃炉をめざし世の中の意見を脱原発に持っていくことが何よりも重要である。

